平成２１年（フ）第１２４４号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町558番地の１
債務者　杉本佳與子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８３号
京都府八幡市八幡御馬所13番地の20ハイツマルキ202
債務者　西川　御楯
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９７号
京都市中京区中町通竹屋町上る末丸町266番地１　京ＯＨＢＵ601号片岡方
債務者　黒田　浩子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９８号
京都市中京区中町通竹屋町上る末丸町266番地の１
債務者　片岡　知子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０６号
京都市山科区大塚南溝町44番地の15
債務者　山村　一雄
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８５号
京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町17番地　養護老人ホーム嵐山寮内
債務者　北村千恵こと　金　　千惠
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６９号
秋田県由利本荘市一番堰90番地９
債務者　尾形　理紗
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１７３号
福島県いわき市中央台飯野２丁目１番地の１市営住宅15―８
債務者　中村日出夫
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１８１号
福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂135番地の138
債務者　室越　文子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３９４３号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４丁目９番地19、申立時の住所大阪府豊中市宮山町３丁目５番14号
債務者　苗井　明美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４３６号
大阪市大正区泉尾７丁目13番３―1114号
債務者　伊良波　和
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８３７号
大阪市住吉区苅田９丁目９番１号　シャトル苅田Ａ号館403号
債務者　太田垣吉一
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８５９号
大阪府東大阪市長堂２丁目12番17号　ハウスランド布施207号
債務者　国本　起男
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０４７号
大阪市西区江戸堀２丁目７番４―201号
債務者　カラオケ喫茶ブリランテこと　安樂　栄子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１３７号
大阪市旭区赤川２丁目15番12号
債務者　水野　智仁
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２６５号
大阪府大東市南新田１丁目21番403号
債務者　木下　美香
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５１６号
大阪府枚方市大峰元町２丁目２番38―101号
債務者　濱舘　　聡
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部